

## 東京都多重債務問題対策協議会設置要綱

	平成19年8月24日
	19生消生企第189号
改正	平成20年3月1日
	19生消生企第447号
改正	平成20年4月1日
	20生消生企第21号
改正	平成22年4月1日
	22生消生企第1号
改正	平成22年7月9日
	22生文総総第825号
改正	平成24年6月1日
	24生消企第107号
改正	平成28年3月31日
	27生消企第500号
改正	平成30年4月2日
	30生消企第23号
改正	令和2年7月8日
	2生消企第192号
改正	令和4年3月18日
	3生総総第2076号
改正	令和4年4月28日
	4生消企第65号

### (設置)

第1 東京都における多重債務問題対策の推進に必要な事項を協議するため、東京都多重債務問題対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

- 第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
- 一 多重債務問題に関する情報及び意見の交換に関すること。
  - 二 多重債務問題の解決に向けた取組の推進に関すること。
  - 三 その他多重債務問題対策の推進に関すること。

### (構成)

- 第3 協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 2 委員は、別表1に掲げる職にある者及び別表2に掲げる団体に所属する者のうち、東京都生活文化スポーツ局長が委嘱する者とする。

### (会長及び副会長)

- 第4 会長は、東京都生活文化スポーツ局長の職にある者をもって充てる。

- 2 副会長は、東京都福祉保健局長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を招集し、主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

- 第5 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

- 第6 協議会は、専門的な事項を検討するため、必要に応じて、部会及び部会委員を置くことができる。

(意見聴取)

- 第7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(報酬)

- 第8 委員に対する報酬は、東京都生活文化スポーツ局各種委員会等委員謝礼基準に準じて支出する。

(会議等の公開)

- 第9 協議会及び部会は原則公開とする。

(庶務)

- 第10 協議会の庶務は、東京都生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課及び東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

- 第11 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

- 附 則  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和2年7月8日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

別表1

生活文化スポーツ局長
福祉保健局長
生活文化スポーツ局消費生活部長
生活文化スポーツ局消費生活総合センター所長
福祉保健局生活福祉部長
産業労働局金融部長
教育庁教育政策担当部長
警視庁生活安全部生活経済課長
警視庁組織犯罪対策部暴力団対策課長

別表2

東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会
東京司法書士会
日本司法支援センター東京地方事務所
全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
クレ・サラ首都圏連絡会
東京労働者福祉協議会
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
東京都民生児童委員連合会
東京都金融広報委員会
日本貸金業協会
公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会
財務省関東財務局東京財務事務所
特別区
市
町村